

令和5年第9回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 召集年月日 令和5年9月19日
2. 開催日時 令和5年9月26日 午後3時30分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 13人
5. 出席委員
 - 1番 堤 透委員
 - 2番 高田 里美委員
 - 3番 古川 正敏委員
 - 4番 廣瀬 普委員
 - 5番 森 隆委員
 - 6番 浅野 隆士委員
 - 7番 林 鉄雄委員
 - 8番 岩田 好博委員
 - 9番 北村 一也委員
 - 10番 酒井 健詞委員
 - 11番 青木千恵子委員
 - 12番 高田 住代委員
 - 13番 岩田 重雄委員
6. 欠席委員 なし
7. 本会議に職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 佐藤 之則
 - 事務局次長 玉置 公司
 - 書記 杉原 昌実
 - 書記 梅田 莉奈
8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

9. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農業経営基盤強化促進法関連議案について

議案第31号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 農業振興地域の整備に関する法律関連議案について

議案第27号 瑞穂農業振興地域整備計画の変更について（継続）

日程第6 農地の取扱いについて

議案第28号 農地の取扱いについて（継続）

日程第7 その他について

農地利用状況調査（農地パトロール）の進捗状況について

10. 審議の経過

(午後3時30分)

- 議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は13人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第9回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。
- 議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、1番堤透委員、3番古川正敏委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2、専決処分等の報告について、令和5年8月14日から令和5年9月11日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第15号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、報告第16号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。
(事務局報告)
- 議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第15号、報告第16号について、質疑等ありませんか。
(質疑、意見無し)
- 議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。
- 議 長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。
- 議 長 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。
- 議 長 議案第29号番号1について、担当委員は廣瀬普委員となりますが、関係者となるため、近隣地区担当の青木千恵子委員ご意見ありますか。
- 青木委員 事務局の説明通りですので、よろしく願いいたします。
- 議 長 議案第29号番号2、番号3、番号4について、廣瀬普委員ご意見ありますか。
- 廣瀬委員 問題ないと思います。よろしくご審議のほどをお願いします。
- 議 長 議案第29号番号5について、岩田好博委員ご意見ありますか。
- 岩田委員 譲渡人は高齢で施設に入所されており困って見えたので、譲渡人と苗字関係である譲受人が耕作されることになったと聞いておりますので、特に問題はありませぬ。
- 議 長 議案第29号番号6について、岩田重雄委員ご意見ありますか。
- 岩田委員 問題ないと思います。よろしく願いいたします。
- 議 長 議案第29号番号7について、岩田好博委員ご意見ありますか。
- 岩田委員 事務局の説明のあったとおり問題ありません。よろしく願いいたします。
- 議 長 議案第30号番号1について、岩田重雄委員ご意見ありますか。
- 岩田委員 先ほどの説明と同様ですので、よろしく願いいたします。

- 議 長 只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、10分程度の時間を設けたいと思います。暫時休憩とします。再開は4時10分とします。
(休憩)
- 議 長 只今より再開いたします。
- 議 長 議案第29号番号1について、廣瀬普委員が関係者でありますので、退出をお願いします。
(廣瀬委員退出)
- 議 長 議案第29号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第29号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 廣瀬委員の入室を認めます。
(廣瀬委員入室)
- 議 長 議案第29号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第29号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

- 議 長 議案第29号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第29号番号3について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第29号番号4について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第29号番号4について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第29号番号5について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第29号番号5について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第29号番号6について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 林 委員 議案第30号番号1の県許可と同時に許可予定とのことでしたが、標準処理期
間は問題ありませんか。

○事務局 3条許可の空中部分の使用貸借は、5条許可の太陽光発電のための支柱部分の一時転用と連動しています。3条許可は下りたものの、5条許可が下りない場合は、不許可案件に該当する恐れがあります。この事態にならないように、同時許可を下ろすようにしております。申請者には事前に了解を得ています。

○北村委員 空中部分も3条許可対象なのですか。通常の3条許可は農地の部分が範囲であると考えています。

○事務局 営農型太陽光発電に関しては空中部分の使用貸借も必要とされております。申請方法は農業会議に確認済みです。

○議長 他に質疑、意見はありませんか。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第29号番号6について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 議案第29号番号7について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第29号番号7について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 議案第30号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第30号番号1について原案のとおり

決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 日程第4、農業経営基盤強化促進法関連議案についてを議題とします。議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」事務局に説明を求めます。

(農業経営基盤強化促進法旧法第18条第3項の各要件を満たしている旨、事務局説明)

○議 長 議案第31号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第31号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 日程第5、「農業振興地域の整備に関する法律関連議案について」を議題とします。議案第27号「瑞穂農業振興地域整備計画の変更について」、農地部会に付託しておりましたので、農地部会長林鉄雄委員に審議結果の報告を求めます。

○林 委員 只今、議題となりました「議案第27号瑞穂農業振興地域整備計画の変更について」、につきましては農地部会に審議が付託されましたので、本日、総会に先立ち部会を開催、農地利用最適化推進委員の棚橋則夫委員、矢野淳一委員、小森光雄委員、大平康生委員、農業委員会事務局に出席を求め、菓南庁舎公室において審議致しました。個別申出分につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更要件、かつ県の「土地利用目的についての適合性の同意基準」、市の「農業振興地域整備計画の変更に関する農振除外に係る適合基準」をもとに、チェックリストを作成、さらに現地確認も実施し、慎重に審議を行いました。全体を通して、瑞穂市の一般個人住宅が500㎡以下となっていることについて、何か理由があるのかという質問がありました。過去から

の申し合わせ事項により、市の適合基準として定めているものであります。審議の内容及び結果を議案に沿って申しあげますと、除外1、宮田字江畑187番2、現況地目が宅地で面積14㎡の自宅敷地拡張の件について、地区担当の農地利用最適化推進委員は適当と認めるという意見であり、測量による境界確認の結果、越境部分となった場所の修正のための申し出であって、周辺も宅地化に囲まれた場所であること、始末書も提出されており、全会一致で農振除外は適当と判断しました。除外2、居倉字大門前215番1、地目田、面積384㎡の一般個人住宅の件については、地区担当の農地利用最適化推進委員は適当と認めるという意見であり、500㎡以下の基準を満たしている、東西に家が立ち並ぶ場所であることから、周辺への影響も軽微ということで、全会一致で農振除外は適当と判断しました。除外3、重里字寺前157番、地目畑、面積458㎡の樽見鉄道に近い一般個人住宅の件については、地区担当の農地利用最適化推進委員は適当と認めるという意見であり、500㎡以下の基準を満たしている、東及び北側に家が立ち並ぶ場所であることから、周辺への影響も軽微ということで、全会一致で農振除外は適当と判断しました。除外4、重里字村西1853番1、地目畑、面積198㎡の自動車修理業敷地拡張の件については、地区担当の農地利用最適化推進委員は適当と認めるという意見であり、北側から南に向かって角から宅地化することになる計画であることから、周辺への影響も軽微ということで、全会一致で農振除外は適当と判断しました。除外5、十七条字赤坊町903番1、地目田、面積499.02㎡の一般個人住宅の件については、地区担当の農地利用最適化推進委員は適当と認めるという意見であり、500㎡以下の基準を満たしている上に、北及び東側は家が立ち並んでおり、周辺への影響も軽微ということで、全会一致で農振除外は適当と判断しました。最後に除外6、十七条字赤坊町903番1、現況地目宅地、面積167.81㎡の自宅敷地拡張の件については、除外5の案件のちょうど東隣にあたるわけですが、地区担当の農地利用最適化推進委員は適当と認めるという意見であり、除外1同様に測量による境界確認の結果、越境部分となった場所の修正のための申し出であって、周辺も宅地化された場所の一角であること、始末書も提出されており、全会一致で農振除外は適当と判断しました。以上、今回の申請のあった6件について全て適当であると決定をしたことをご報告いたします。

○議長 ただいま報告ありました農地部会長報告の議案第27号除外1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。案第27号除外1について、農地部会の報告に賛成のかたは挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、議案第27号除外1について、農地部会報告を瑞穂市農業委員会の意見とします。

○議 長 議案第27号除外2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第27号除外2について、農地部会の報告に賛成のかたは挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、議案第27号除外2について、農地部会報告を瑞穂市農業委員会の意見とします。

○議 長 議案第27号除外3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第27号除外3について、農地部会の報告に賛成のかたは挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、議案第27号除外3について、農地部会報告を瑞穂市農業委員会の意見とします。

○議 長 議案第27号除外4について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第27号除外4について、農地部会の報告に賛成のかたは挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、議案第27号除外4について、農地部会報告を瑞穂市農業委員会の意見とします。
- 議 長 議案第27号除外5について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第27号除外5について、農地部会の報告に賛成のかたは挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、議案第27号除外5について、農地部会報告を瑞穂市農業委員会の意見とします。
- 議 長 議案第27号除外6について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第27号除外6について、農地部会の報告に賛成のかたは挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、議案第27号除外6について、農地部会報告を瑞穂市農業委員会の意見とします。
- 議 長 日程第6、「農地の取扱いについて」を議題とします。議案第28号「農地の取扱いについて」、農地部会に付託しておりましたので、農地部会長林鉄雄委員に審議結果の報告を求めます。
- 林 委 員 「議案第28号農地の取扱いについて」、農地部会に審議が付託されましたので、議案第27号に引続き、菓南庁舎1階公室において市の担当部局である都市

開発課に部会への出席と説明を求め、審議致しました。この地域は、都市計画区域は市街化区域に線引きされており、土地区画整理事業により一体的に公園、排水路及び調整池などの公共施設の整備を行うことで、良好な居住環境の形成を目指すものであり、8年計画で今から着手し、令和13年度完成を目指されているということです。組合施行で行い、現在同意率は80%だそうです。法律でいう3分の2以上の同意は得られているため、今月の13日に、市に対し組合の認可申請を行ったところということです。法律で農業委員会の意見を聞くということになっているため、このたび意見を求められたものであります。タイムスケジュールはどうなっているという質問に対しては、組合の設立、認可は本年11月を予定しており、そこで組合役員を決めて2年くらいかけて、区画整理の具体計画を決定していく予定であると説明がありました。区画整理により、水路が整備されて貯水機能が落ちるのではないかという意見に対しては、調整池を設ける計画であるという説明もありました。水路を用排水分離するのかという質問には、未定であり、今後協議していくという説明がありました。本区画整理は現行、県が進めている犀川改修と連携するのかという問いには、連携しないという旨の回答をそれぞれ伺ったところです。この地区面積全体の約70%は農地として利用している状況ですが、区画整理事業を行うことにより、不整形な農地はより耕作しやすい区画に整理されることになり、市街化区域であることから農地転用も進むかもしれませんが、現段階では特段問題はないと考えられるため、農地部会として「特に意見なし」という回答をするということで、全員一致で決定しました。以上です。

○議 長 ただいまの農地部会報告について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 施工後の水路の面積が小さくなっているなので、整備をしたが、水が来なくなり耕作できないような状態にならないよう整備してもらいたいです。調整池が2年間かけて整備するとのことですが、冠水等が起こらないよう計画を策定し、進めてもらいたいです。

○事務局 農地の維持という観点からのご質問であるかと思われそうですが、部会長のご意見の通り水路整備により、水流自体は改善するであろうといわれています。貯水機能についても懸念が示されましたが、今後も協議を行っていくと都市開発課が回答しております。

- 議 長 他に質疑、意見はありませんか。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第28号について、農地部会の報告のとおりとすることに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 日程第7、その他についてを議題とします。「農地利用状況調査(農地パトロール)の進捗状況について」事務局に説明を求めます。
(事務局説明)
- 議 長 農地利用状況調査の進捗状況について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。
- 議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。
- 議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第9回総会を閉会いたします。